

厚木市建設工事総合評価方式の入札に係る低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市建設工事総合評価方式の入札について、入札価格により、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の調査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 第6条の規定により決定する価格をいう。
- (3) 失格基準価格 第7条第1項の規定により決定する価格をいう。
- (4) 第1順位者 入札価格が失格基準価格以上予定価格以下であり、厚木市建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年7月28日施行）第3条に規定する評価値（以下「評価値」という。）が最も高い者をいう。
- (5) 次順位者 第1順位者を除く入札参加者のうち、入札価格が失格基準価格以上予定価格以下であり、評価値が最も高い者をいう。

(対象案件)

第3条 低入札価格調査の対象とする契約案件は、設計金額130万円を超える厚木市建設工事総合評価方式により執行する工事請負の入札とする。

(調査委員会)

第4条 低入札価格調査を行うため、厚木市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- (1) 調査委員会は、工事検査主管課長、工事検査主管係長、当該工事主管課長、当該工事主管係長及び当該工事担当者をもって構成するものとする。
- (2) 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、工事検査主管課長をもって充てる。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- (4) 調査委員会の事務局は、契約主管課に置く。

(調査の対象及び実施)

第5条 第3条に規定する契約案件を発注するときは、調査基準価格を設定する。

2 調査委員会は、失格基準価格以上調査基準価格未満で入札を行った者が第1順位者だったときは、低入札価格調査を実施するものとする。

(調査基準価格の算定方法)

第6条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる額の合計額から工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入相当額（工事価格とは別に積算している場合に限る。）を減額し、1万円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、その額が入札比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。以下同じ。）に100分の95を乗じて1円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を超える場合に

あつては、入札比較価格に 100 分の 95 を乗じて 1 円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、入札比較価格に 100 分の 75 を乗じて 1 円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に満たない場合にあっては、入札比較価格に 100 分の 75 を乗じて 1 円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

- (1) 直接工事費に 100 分の 100 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に 100 分の 90 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に 100 分の 68 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質上必要と認めるときは、入札比較価格に 100 分の 75 から 100 分の 95 までの範囲内で定めた数値を乗じて 1 円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を調査基準価格とする。

(失格基準価格)

第 7 条 失格基準価格は、当該対象工事において算出した調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額に、100 分の 98 を乗じて 1 円未満を切り捨てた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とする。

2 失格基準価格を下回る価格で入札が行われたときは、入札を失格とする。

(落札者決定の保留)

第 8 条 契約主管課長は、入札の結果、低入札価格調査を実施する場合には、落札者の決定を保留する。

(低入札価格調査の実施)

第 9 条 調査委員会は、次に掲げる事項について低入札価格調査を実施するものとする。ただし、調査委員会が不要と認めた事項については、この限りでない。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 手持資材の状況、資材購入先（リースを含む）及び購入先との関係
- (4) 手持機械数及び機械リース元との関係
- (5) 現場代理人、技術者その他労務者の具体的供給見通し
- (6) 下請負契約の予定の有無及び下請負会社名等
- (7) その他必要な事項

2 調査については、原則、第 1 順位者から行い、第 1 順位者の調査後、その結果に応じて次順位者以降の者について低入札価格調査を行うものとする。この場合において、次々順位者以降の者は、次順位者と同様の方法により決定するものとする。

3 前項の場合において、当該順位者を決定する際に評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、厚木市建設工事総合評価方式試行要綱第 11 条第 2 項に規定する方法に従い決定するものとする。

4 低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、調査実施の通知があったときは、指定した日までに第 1 項に掲げる事項についての資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

(適正な履行がされないおそれがあるか否かの判断及び調査結果の報告)

第 10 条 調査委員会は、確認資料の提出後、速やかに当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの判断をするものとする。

2 次に掲げる場合においては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある

ものと判断するものとする。

- (1) 当該積算内訳の算出根拠が適正でないときと明らかな場合
- (2) 当該契約に係る見積数量が適正でないときと明らかな場合
- (3) 当該契約に係る材料等について品質又は規格が適正でないときと明らかな場合
- (4) 調査対象者が調査に協力しない場合又は確認資料を期日までに提出しない場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合

3 調査委員会は、確認資料による調査において、必要がある場合は、調査対象者に対する事情聴取及び関係機関に対する照会を行うことができる。

4 調査委員会は、第1項に規定する判断をしたときは、遅滞なく契約主管課長に報告するものとする。

(失格者の決定及び通知)

第11条 契約主管課長は、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断されたときは、当該調査対象者を失格とし、その旨を通知するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第12条 市長は、落札者の決定後、落札者が虚偽の確認資料の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合は、厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱（平成2年4月1日施行）に基づき指名停止等の措置を講じるものとする。

(公表)

第13条 低入札価格調査を適用しようとするときは、入札の公告においてその旨を記載するものとする。

2 第6条の規定により算出した調査基準価格及び第7条第1項の規定により算出した失格基準価格は、落札者決定後に公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った厚木市建設工事総合評価方式の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った厚木市建設工事総合評価方式の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った厚木市建設工事総合評価方式の入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に入札の公告を行った厚木市建設工事総合評価方式の入札について適用する。